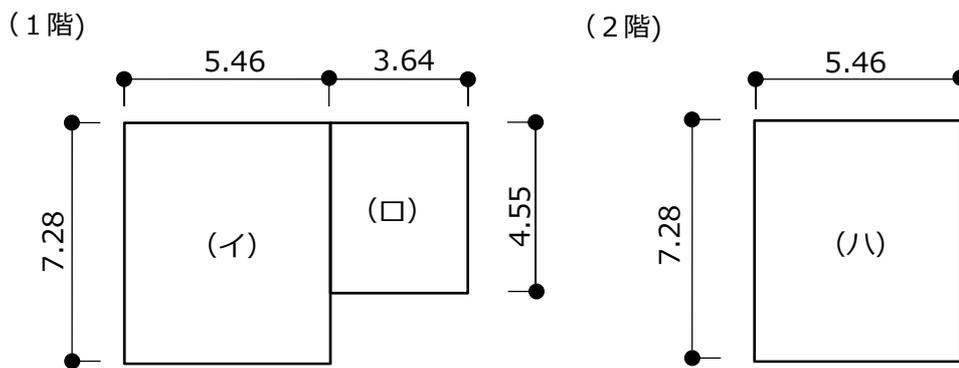


【取扱い・運用】

面積算定時における小数点以下の数値の取扱いについては、以下のとおりとする。

1. 敷地面積、建築面積は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる（途中計算は省略しない）。
2. 床面積は、各階毎に小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り捨てる（途中計算は省略しない）。
3. 延べ面積は、各階の小計を加え合わせる。
4. 建蔽率・容積率は、小数点以下第2位までとし、第3位以下は切り上げる。

〈例〉延べ面積の計算



1階	(イ)	7.28	×	5.46	=	39.7488	
	(ロ)	4.55	×	3.64	=	16.5620	
						56.3108	←ここで小数点第3位以下切り捨て
						→56.31	
2階	(ハ)	7.28	×	5.46	=	39.7488	
						39.7488	←ここで小数点第3位以下切り捨て
						→39.74	
	延べ面積					96.05	m ²

【参考】

昭和41年3月25日 住指発第87号
不動産登記法施行令第4条、同第8条